

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果を公表します

建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)では、昭和56年5月31日以前に建築された不特定多数の方や避難上特に配慮を要する方が利用する建築物及び危険物の貯蔵場・処理場の用途に供する建築物のうち政令で定める規模以上の大規模な建築物※(要緊急安全確認大規模建築物)の所有者に対して、平成27年12月末を期限として耐震診断の結果の報告を義務付けています。

この度、報告を受けた耐震診断の結果の内容の精査が終わりましたので、同法第9条の規定により当該結果の一覧を公表します。

市ではこれらの結果を踏まえ、耐震性に課題のある建築物の所有者に対して、耐震化に関する指導及び助言に努めます。

1 耐震診断の結果の概要

下表の「大規模な地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性」の評価Ⅰ～Ⅲは、震度6強から7に達する程度の大規模な地震に対する安全性を示します。いずれの評価に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされています。

(単位：棟)

主たる用途	公共建築物				民間建築物				合計
	大規模な地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性			小計	大規模な地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性			小計	
	Ⅰ 高い	Ⅱ ある	Ⅲ 低い		Ⅰ 高い	Ⅱ ある	Ⅲ 低い		
体育館			1	1				0	1
病院				0	1	1		2	2
集会所			2	2				0	2
店舗				0	1		3	4	4
遊技場				0	1			1	1
庁舎		2	2	4				0	4
幼稚園、小・中学校等		2	1 6	1 8	1			1	1 9
危険物を扱う工場				0	3	1	3	7	7
合計	0	4	2 1	2 5	7	2	6	1 5	4 0

2 耐震診断の結果の閲覧方法

- ・ ホームページ <http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sumai/28554/035714.html>
- ・ 窓口 建築指導課(平成29年4月1日からは建築・住まい政策課)

※【参考】要緊急安全確認大規模建築物の用途、規模等の条件

昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物で、下表に掲げる用途及び規模等であるもの

対象建築物の用途		階数	延べ面積等
不特定多数の方が 利用する建築物	体育館	—	5,000㎡以上
	庁舎、病院、店舗など	3以上	
避難上特に配慮を 要する方が利用する 建築物	幼稚園、小・中学校など	2以上	用途に応じて 1,500～5,000㎡ 以上
一定量以上の危険物などを取扱う建築物		—	5,000㎡以上で、敷地 境界線から一定距離以内 にあるもの

問 い 合 わ せ 先
建 築 指 導 課
電話 042-769-8252(直通)